



まちのお知らせ



へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。 ◆◆◆

◎赤ちゃんを災害から守るために ～「液体ミルク」を活用した防災セミナー開催～

9月3日『液体ミルク』を活用した防災セミナーを開催し、子どもとその親20人が参加しました。

これは、町が3月に江崎グリコ(株)との間で、道の駅「パレットピアおおの」に災害用備蓄品として保存食や乳児向け液体ミルクを置くなどの相互協力に関する連携協定を締結したことに伴い行ったものです。

今回は、毎月開催しているピヨピヨクラブふたば(0歳児)クラスにおいて、講師の江崎グリコ(株)小堀菊枝氏(管理栄養士)より、災害時の液体ミルクの利点や、避難所でもできる液体ミルクを使った離乳食の作成方法などについて備蓄品の液体ミルクを活用した説明があり、参加者からは「液体ミルクは何歳まで使えるのか」などの質問もあり「大変参考になりました」と熱心に耳を傾けていました。



▲説明を熱心に聞く親子



▲離乳食の実演の様子

◎11月のスケジュール(予定)

※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等で確認してください。

**ピヨピヨ
クラブ**

- ふたばクラス…12日(火)、26日(火)
- みつばクラス…14日(木)
- よつばクラス…22日(金)

誕生会…18日(月)

栄養相談(栄養士による)…15日(金)

休館日 5日(火)、6日(水)、13日(水)、20日(水)、25日(月)、27日(水)

◎親子で楽しむクリスマスコンサート

フルーツとアルパの優しい調べ♪

プログラム クリスマスメドレー、
アメージング・グレース など

演奏者 あるぱると
澤田 智美(アルパ)、
小栗 美佳(フルーツ)

日時 12月14日(土)
午後2時～(開場:午後1時45分)
(1時間程度)

定員 50人(親子あわせて)

入場料 200円
※町外の20歳以上は別途入館料
100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、
連絡先を「子育てはうす ばすてる」ま
で申込む(電話可)。

申込締切 12月8日(日)

※定員になり次第締切。



▲演奏者 あるぱるとさん

申込・問合せ先 子育てはうす ばすてる
☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

10月1日からスタート!「お試し体験補助」を利用してサポートを受けてみませんか

「自分の病院に行きたいわ…」「残業でお迎えに行けない!」
そんな人に、もっと気楽に利用していただけるよう「お試し体験補助」を始めました。
ぜひこの機会に、ファミリー・サポート・センターを利用してサポートを体験してみませんか。

◎「お試し体験補助」とは

- 【利用対象】 出生～2歳未満のお子さん(補助対象児童)のいる世帯
- 【補助内容】 補助対象児童のお子さん1人につき、1回限り、2,400円(上限)
※利用料金が上限を超えた分は、実費でのお支払いとなります。
- ※「お試し体験補助」の利用には、利用会員登録が必要です。

◎お試し体験 Q & A

Q 2カ月の子どもがいま
すが、利用できますか？

A はい、利用できます。
ただし、0～6カ月の
お子さんについては、
親と一緒にいるサポー
トに限ります。

Q 出生～2歳未満が利用で
けるとありますが、きょ
うだいに利用すること
はできますか？

A はい、利用できます。12
歳までのお子さんのサ
ポートにも利用できます。

Q どうやって利用できますか？

A まずは、電話連絡のうえ、会員登録し
てください。（入会金、会費等は不要）
利用日が決まりましたら、相談してく
ださい。お試し体験利用された後に、
お支払いいただいた利用料金につい
ては、後日指定口座に振り込みます。

◎交流会開催のお知らせ

11月30日（土）午前10時から総合町民センターにて、交流会を行います。
大型絵本の読みきかせやコンサートなど、楽しい催しを準備してお待ちしています。
皆さん、お誘い合わせのうえ、参加してください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ぱすてる内） ☎ 34-1010

大野町小中学校の あり方コーナー

Vol.5

町では、子ども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

小中学校のあり方についてより多くの皆さんに考えていただけるよう、今回は趣向を変えて教育長によるコラムを掲載します。望ましい学校を考える上では多くの視点がありますが、視点のひとつとして参考にしてください。

おらが学校から未来の大野の学校へ

今年の3月21日に大野町小中学校のあり方外部検討委員会（原尚委員長）より町内小中学校の再編を積極的に進めることを提言する答申書をいただきました。現在、その答申を受けて基本方針・基本計画の策定に入っているところです。

子どもたちの「個」は、集団の中で鍛えられると言われます。その集団は、子どもたちの成長にとっては長年固定化された集団ではなく、変化に富んだ集団が望ましいそうです。この学校再編を進めるにあたっては、ずっと同じ集団が続く単学級ではなく、集団が変化する複数学級で活動する環境をつくることも検討しながら進めています。ある程度大きな集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力しあうことを通じて切磋琢磨していく学びの環境を提供することで、次のステージに進んだ時にたくましく生きる力を兼ね備えた大人になってくれることを期待するからです。

「おらが学校」がなくなるかもしれないという寂しさは、卒業生の皆様にはもちろんおありでしょう。しかし、未来の子どもたちのためには、現状にとらわれず新しい時代の学びを実現する教育環境を中心に据えることが重要で、今の少子化のピンチをチャンスに変える発想が必要です。

児童生徒の減少を保護者や地域が自分事として捉え、将来の創り手となる子どもたちの学びの場と一緒に考えていく、そして皆が合意形成を図りながら未来の「大野の学校づくり」を進めていく、そんなスタンスを持ち続けます。町民の皆さんにはぜひ「学校の主役は子どもたちである」をご理解いただき、子どもたちの現在と未来を中心に置いたご意見をいただきたいと思います。

未来の大野の子どもたちのために、町民の皆さんの願いのつまった日本一の学校をつくらうではありませんか。

会議の資料や会議録は、
町のホームページで
公開しています。



ご覧になった感想や意見など、
お寄せください。



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378



まちのお知らせ



児童手当制度改正による申請手続き

児童手当制度改正により10月分から、18歳（高校3年生の3月分）まで支給対象者を広げ、所得制限が撤廃されました。これにより、高校生のみを養育している世帯や所得制限にて受給資格喪失された人は新規で認定請求（申請）をする必要があります。

次の人は認定請求書等の提出が必要です！

※提出しなければ支給対象となりません

①高校生が末子の人

高校3年生までの子どもが支給対象となります。

必要な申請：認定請求書

②3人以上の子どもがいる人

18歳から22歳までの子どもも第3子以降のカウント対象となります。（ただし、親等の経済負担がある場合のみ）

必要な申請：監護相当・生計費の負担についての確認書

◎第1子：20歳 第2子：16歳 第3子：14歳の場合 ⇒ 第1子（20歳）についての親等の経済負担状況について「監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請が必要

③児童手当を所得制限により受給していない人

所得制限が撤廃されますので児童手当の支給対象

となります。

必要な申請：認定請求書

④高校生年代の子どもと別居している人

高校生年代の子どもに対しての申請が必要です。

必要な申請：別居監護申立書

※新規申請が必要となりうる人には8月上旬にお知らせを送付していますが、高校生年代の子どもと別居しているなどの理由によってお知らせが送付されていない場合があります。別居している高校生年代の子どもがおり、まだ申請がお済みでない人は子育て支援課で手続きをしてください。

※申請に必要な持ち物は町ホームページの「令和6年10月児童手当制度改正について」を確認してください。

◎初回支給日 12月10日（火）

10月分、11月分の児童手当が支給されます。

※申請時期によっては初回支給日に支給できない場合があります。間に合わない場合は令和7年1月以降に10月分からの児童手当が支給となります。

◎最終申請期限 令和7年3月31日（月）

最終申請期限を過ぎると、令和6年10月分に遡及して児童手当を支給することはできませんので注意してください。

※公務員の人は勤務先に問合せしてください。

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

野外焼却、ちょっと待った！

住みよいまちづくりのため、ご協力をお願いします

家庭から出たごみは、分別して決められた収集日に出してください。また、産業廃棄物であれば、産業廃棄物許可業者に委託して適正な処理が必要です。

ごみの野外焼却は、法律で禁止されています。ただし、農業による枝・下草の焼却は一部例外となっています（マルチ、温室シート等プラスチック製品は禁止）。しかし「家の窓が開けられない」「布団・洗濯物に汚れや臭いが付く」「健康被害を受けた」など、不満の声をいただく機会が増えています。特に、健康被害については、お子さんなど、若年層への影響が深刻な問題となっています。

住みよいまちづくりのためにも、時間帯を考えたり、事前に時間を伝えるなど、周辺地域への配慮をお願いします。また、町では焼却灰の回収は行っておりません。少量の草木は50センチ以下の大きさにして生ごみ等収集袋に、それ以外は引取可能場所へ持ち込み、処分してください。

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

下草・剪定枝(柿の剪定枝葉・幹)の引取りについて

町の許可業者に、生産農家による野焼き防止に協力いただき、次の内容、料金を引取りを実施しています。搬入先など詳しくは直接問合せてください。

持込する場所 株式会社マルダイ（許可番号：大環衛処分許第1号）五之里148番地1 ☎ 36-0320

◎品目 柿の剪定枝・葉・幹、下草、庭木の剪定枝

◎引取金額 軽トラック1車につき100円（柿以外については1kg/13円）

◎受入時間 午前8時～午後5時 土曜日は不定休のため、要確認

◎休日 日曜日・祝日・年末年始

※ビニールなどの紐は取り除いてください。

持込する場所 西濃環境整備組合 下座倉1375番地1 ☎ 32-4153

◎品目 下草、庭木の剪定枝（径7cm以下、長さ50cm以下に切る）

◎引取金額 10kgごとに100円

◎受入時間 平日午前8時30分～午後4時30分

◎休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

※事前に役場での申請が必要

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業に用いる機械や備品等の資産）についても課税され、太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）も課税対象となる場合があります。次の「償却」資産に該当するものについては、毎年1月末までに申告をする必要があります。

◎課税の対象となる太陽光発電設備

設置者	10kw以上の太陽光発電設備（余剰売電・全量売電）	10kw未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	償却資産の申告対象 家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となるため、申告対象となる。	償却資産の申告対象外 売電するための事業用資産とはならないため、申告対象外となる。
個人（事業用）	償却資産の申告対象 個人であっても事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告対象となる。	
法人	償却資産の申告対象 事業の用に供している資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告対象となる。	

◎発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光発電設備の設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋としての評価対象となるため、償却資産としての申告は不要

※償却：償却資産に該当するため、償却資産としての申告が必要

◎課税標準額の特例について

太陽光発電設備の設置時期、発電kw等により取得の翌年から3年度分に限り、固定資産税の課税標準額の特例が適用されます。特例対象については、申告時に相談してください。

提出書類：①償却資産申告書 ②種類別明細書

※提出書類は、税務課に備付けてあります。すでに申告をされている人については、12月中旬に申告書を送付します。

◎申告書の提出

申告期限：令和7年1月31日（金）

提出先：税務課

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

11月の休日当番医予定表

月	日	当番医の医療機関名 薬局名	所在地	電話番号 (0585)	月	日	当番医の医療機関名 薬局名	所在地	電話番号 (0585)
11	3	西濃厚生病院	下磯	36-1100	11	17	新生病院	池田町本郷	45-3161
		日本調剤西濃薬局		35-5111			ピノキオ薬局池田店		45-0233
11	4	西濃厚生病院	下磯	36-1100	11	23	西濃厚生病院	下磯	36-1100
		かきのみ薬局大野店		35-5820			かきのみ薬局大野店		35-5820
11	10	西濃厚生病院	下磯	36-1100	11	24	西濃厚生病院	下磯	36-1100
		日本調剤西濃薬局		35-5111			日本調剤西濃薬局		35-5111



※診療時間／午前9時～午後3時

※都合により当番医が変更になる場合があります。あらかじめ電話でお確かめのうえ、受診してください。

※健康保険証を必ず持参してください。

※休日在宅当番医は町ホームページまたは岐阜放送のデータ放送でも確認することができます。



まちのお知らせ



建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、建築物等耐震化促進事業を実施します。

木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

◎対象者

対象となる住宅の所有者

◎受付期間

11月29日（予定件数になり次第終了）

木造住宅の耐震改修工事

木造住宅の耐震改修工事に対して補助を実施します。

◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

◎対象者

対象となる住宅の所有者

◎補助金額

（工事費120万円以下の場合）10分の9

（工事費120万円を超える場合）10分の4+60万円

※1件あたり上限110万円（工事内容によって異なります）

◎受付期限

予定件数になり次第終了（年度内に補助金の支払いまで完了するものに限る）

危険なブロック塀の除却

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

◎対象となるもの

町道沿いに存する危険なブロック塀（町職員が現地調査します）

◎対象者

対象となるブロック塀の所有者

◎補助金額

工事費の3分の2 ※1件あたり上限20万円（工事内容によって異なります）

◎受付期間

11月29日（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順です。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。次まで問合せてください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分	
募集戸数	若干数 3DK	
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金	家賃の3カ月分
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り
入居資格 （全てに該当すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること ・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと 	

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。 申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

大野町職員の給与の状況の公表

町職員の給与について、町民の皆さんにご理解をいただくため、次のとおり公表します。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

◎人件費

人件費とは、職員の給料・手当のほか、町長・議員等の特別職の給料報酬、各種委員報酬などのことをいいます。

これを令和5年度の一般会計の決算で見ると次のようになります。

歳出総額 8,807,128 千円

人件費	人件費以外
1,324,874 千円	7,482,254 千円

・令和5年度の人件費率 15.0%

◎給与の内訳

令和6年度の一般会計当初予算に計上された職員の給与費は次のようになっています。(単位：千円)

給料	職員手当	期末勤勉手当	計	1人当たり給与費
522,669	69,371	202,061	794,101	5,124

(注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

給料、各手当等には会計年度任用職員の給料、手当等も含んでいます。

◎平均給与月額

一般行政職 (令和6年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
299,408 円	315,156 円	41.0 歳

技能労務職

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
259,520 円	263,340 円	51.0 歳

(注) 1 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

2 技能労務職とは、学校の用務等作業に従事する職員のことをいいます。

◎初任給および経験年数による平均給料月額

(令和6年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
一般 大学卒	196,200 円	—	335,200 円
行政職 高校卒	166,600 円	—	—

※一般行政職の初任給は、国家公務員と同額です。

◎一般行政職員の級別の構成比

(令和6年4月1日現在、単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長・主査	課長補佐	主幹	課長	部長・次長	
職員数	18	23	31	12	5	15	3	107
構成比	16.8	21.5	29.0	11.2	4.7	14.0	2.8	100.0

(注) 1 一般行政職の給料表は7級制を採用しています。

2 標準的な職務内容とは、各職務の級に該当する代表的な職名です。

◎職員手当の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	期末	勤勉	
期末・勤勉手当	6月期	1.200 月分	1.000 月分
	12月期	1.250 月分	1.050 月分
	職務上の段階等に応じた加算措置	有 (5%~15%)	
退職手当	区分	自己都合	定年・応募認定
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)	
令和5年度に定年退職した職員1人当たりの平均支給額 (一般行政職) 5,404 千円			
扶養手当	配偶者は月額6,500円、子は10,000円		
	その他の扶養親族1人につき月額6,500円 16歳から22歳の子には月額5,000円加算		
住居手当	借家・借間居住者 家賃月額16,000円を超える額に応じ、最高で28,000円まで支給		
	通勤手当		
①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ、最高55,000円まで支給			
②自動車等使用者 片道2km以上の職員に対して、距離に応じ月額2,000円から24,500円まで支給			

※町の手当の支給率等は国の基準に従って、国と同率です。

◎特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額等	期末手当	
給料	町長	720,000 円	6月期 2.20 月分 12月期 2.30 月分 計 4.50 月分
	副町長	580,000 円	
	教育長	540,000 円	
報酬	議長	310,000 円	
	副議長	272,000 円	
	議員	256,000 円	

(注) 期末手当の額は、給料・報酬月額に15%を乗じて得た額の合計額に、当該支給率を乗じて得た額とします。

◎職員数の状況

(単位：人)

区分	職員数			
	令和5年	令和6年	増減数	
一般行政部門	121	118	△3	
教育部門	19	20	1	
公営企業等 会計部門	水道	4	4	0
	国保	2	2	0
	後期高齢者医療	0	0	0
	IC	1	1	0
計	147	145	△2	

定員適正化計画の目標 新たな定員適正化計画(令和5年度~令和14年度)においては、総職員数を170人にすることを目標としています。新規採用者については、10か年の退職者の総数及び増加数を平準化して各年度の採用数を決定することで年代間の増減の格差がないよう、適正な定員の管理に努めていきます。